

1歳6ヶ月時点で認可保育所にて保育の実施が行われない場合の

# 育児休業給付延長申請

## 手続きの添付資料について

子の1歳6ヶ月到達時点で認可保育所にて保育の実施が行われない場合は、市区町村からの【入所できない旨の通知書】を添付していただいておりますが、自治体ごとに様式が異なるため、下記事項が読み取れる内容であるか、ご確認をお願いします。

- 申込先が認可保育所であること。
- 子の1歳6ヶ月より前に入所申込みが済んでいるか。
- 子の1歳6ヶ月時点で入所ができない旨の記載があるか。
- 入所希望日が子の1歳6ヶ月以前であるか。

発行日が  
「1歳6ヶ月となる日  
の概ね1ヶ月前の日  
付」以降の証明を  
ご用意ください。

◆【入所できない旨の通知書】のみで、上記すべての内容が確認できない場合は【入所申込書の写し】、もしくは、【別様式（裏面参照）】を追加で添付してください。

また、申込みの受理後（後日）には申込書の写しの交付を行わない自治体もありますので、あらかじめ被保険者本人で入所申込書の写しをとる等、ご準備ください。

～箕面市役所からの「保育所入園待機通知書」をお持ちの方～

上記待機通知書のみでは、要件の確認ができないため、別紙「疎明書」が必要となります。

◆自治体ごとに入所の申込期日が設定されておりますので、事前にご確認の上、**余裕をもって申込みをしていただきますよう**お願いします。（※申し込みが遅れた場合には、子の1歳6ヶ月以前の日付を入所希望日とする申込みができない場合がございます。）

◆市区町村へ問い合わせをした際に、定員超過等により途中入所が難しい旨の説明を受けたため、入所申込みを行わなかったような場合は、延長申請に必要な書類が発行されず、給付金の延長ができませんので、必ず入所の申込みを行ってください。

※ハローワークへの延長の申請は、子の1歳6ヶ月到達日以降に提出してください。

